

船橋市汗一平・風さやか着ぐるみの使用承認に関する基準

第1条 目的

この基準は、生涯スポーツ活動の推進、スポーツ健康都市づくりに対する意識の高揚を図ることを目的とし、使用に関して必要な事項を定める。

第2条 使用の承認許可基準

- ① 地方公共団体及びそれに準ずる団体が使用する場合
- ② 市内の町会、自治会、福祉団体等が使用する場合において、公益上の必要性が認められる場合
- ③ その他船橋市教育委員会生涯スポーツ課長（以下、「課長」という。）が特に使用を認めた場合

第3条 使用の禁止

- ① 営利を目的とする場合
- ② 政治的目的とする場合
- ③ 宗教的目的とする場合

第4条 申請

着ぐるみの使用承認を受けようとする場合は、船橋市汗一平・風さやか着ぐるみ使用申請書（第1号様式）により、課長に申請しなければならない。

第5条 承認の通知

課長は、前条の申請を受けたときは、内容を審査のうえ船橋市汗一平・風さやか着ぐるみ使用承認通知書（第2号様式）、船橋市汗一平・風さやか着ぐるみ不承認通知書（第3号様式）により、通知するものとする。

第6条 承認の取消し

課長は、次の一に該当すると認めたときは、使用承認を取り消すことができる。

- ① 第3条に違反したとき
- ② 使用承認条件に違反したとき

第7条 借り受けにあたって

着ぐるみを借り受ける際は、船橋市物品管理規則に定める、別記様式「物品借用書」を提出するものとする。

第8条 使用に当たって

使用に当たっては、別紙船橋市汗一平・風さやか着ぐるみ貸出注意事項を遵守することとする。

第9条 報告

着ぐるみの使用承認を受けたものは、船橋市汗一平・風さやか着ぐるみ使用報告書（第4号様式）により、課長に報告しなければならない。

附則 この基準は、平成23年8月25日から施行する。

附則 この基準は、平成31年4月1日から施行する。

附則 この基準は、令和4年2月14日から施行する。

附則 この基準は、令和4年11月15日から施行する。

船橋市汗一平・風さやか着ぐるみを使用する際の注意事項

- ① 着ぐるみを借り受ける者は、運動公園から直接着ぐるみを借り受け、直接返却することを原則とし、その作業は借り受ける者が行うこととする。
- ② やむを得ず前項の作業を作業者等に依頼する場合、その経費は借受者の負担とする。
- ③ 着ぐるみは大きいので、搬出搬入の際は2人以上で運び、ワゴン車やミニバンを使用すること。
- ④ 貸出期間は、原則として1週間以内とする。
- ⑤ 貸出料は、無料とする。
- ⑥ 承諾された用途のみに使用すること。
- ⑦ 貸出期間を遵守すること。
- ⑧ 着ぐるみ返却時は、着ぐるみを使用した際の状況がわかる資料（写真やプログラム等）を添えて、報告書を提出すること。
- ⑨ 着ぐるみを第三者に転貸しないこと。
- ⑩ 着用の際は、素肌が直接着ぐるみに触れないように、長袖、長ズボン、軍手等を着用すること。
- ⑪ 会場の気温などを考慮して水分補給を行うなど、十分な暑さ対策をすること。
- ⑫ 当日の会場、天候及び着用者の体調などを考慮して適宜休憩をとり、交代するなどして無理のない着用をすること。
- ⑬ 雨天時は、原則として屋外での使用は控えること。
- ⑭ 汗一平・風さやかのイメージを保持するため、着用者は絶対に声を出さないこと。
また、関係者以外の目に触れる場では着脱しないこと。
- ⑮ 着用すると視界が狭くなり、動きにくくなるため、安全対策として必ず介助者をつけること。
- ⑯ 使用後は、消臭スプレーなどを使用し、風通しの良い所で陰干しし、十分に乾燥させてから返却すること。
- ⑰ 型くずれしないよう、輸送や保管の際には取り扱いに十分注意すること。
特に、着ぐるみの体は柔らかいつくりになっていることから、保管に際しては頭部を下にすること。
- ⑱ 借受期間中に、着ぐるみを汚損した場合、借受者の責任と負担により、修補又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。その際は、必ず生涯スポーツ課（047-436-2914）に連絡すること。
- ⑲ 管理者は、承諾に際し、条件を付することができる。

船橋市汗一平・風さやか着ぐるみ使用申請書

船橋市教育委員会
生涯スポーツ課長 あて

申請者住所

団 体 名

代表者氏名

下記により着ぐるみの使用を承認くださるよう申請いたします。

1. 行 事 名

2. 品 名 汗一平 ・ 風さやか 着ぐるみ (○をつけてください)

3. 貸出期間 年 月 日 (時)

から

年 月 日 (時)

4. そ の 他

※申請書の提出の前に、必ず予約状況を電話で確認してください。

※申請書には行事の概要がわかる資料（企画書等）を添付してください。

第2号様式

船 教 ス 第 号
年 月 日

船橋市汗一平・風さやか着ぐるみ使用承認通知書

様

船橋市教育委員会
生涯スポーツ課長

貴団体より申請のあった着ぐるみの使用を下記により承認しますので通知いたします。

記

1. 行 事 名

2. 品 名 汗一平 ・ 風さやか 着ぐるみ

3. 貸出期間 年 月 日 (時)
から
年 月 日 (時)

4. 条 件 ①生涯スポーツ活動の推進及びスポーツ健康都市づくりを目的と
すること

②使用の禁止事項に該当しないこと

5. 承認の取り消し

・届出条項、条件に違反した時は承認を取り消す

第3号様式

船 教 ス 第 号
年 月 日

船橋市汗一平・風さやか着ぐるみ使用不承認通知書

様

船橋市教育委員会
生涯スポーツ課長

貴団体より申請のあった着ぐるみの使用を下記により不承認といたしますので通知いたします。

記

1. 品 名 汗一平 ・ 風さやか 着ぐるみ

2. 理 由

船橋市汗一平・風さやか着ぐるみ使用報告書

船橋市教育委員会
生涯スポーツ課長 あて

申請者住所

団 体 名

代表者氏名

下記により着ぐるみを使用しましたので報告します。

1. 行 事 名

2. 品 名 汗一平 ・ 風さやか 着ぐるみ (○をつけてください)

3. 使用場所

4. 使 用 日 年 月 日 ()

5. 返 却 日 年 月 日 ()

6. 参加人数

7. 損 傷 有 ・ 無 (○をつけてください)

損傷箇所

8. 感 想

9. 添付書類 ①着ぐるみを使用した写真 (2～3枚程度)
②当日のプログラム又はチラシ

